

# 第97回 定時株主総会 招集ご通知

**【株主の皆様へ】**

新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場についてご判断くださいますようお願い申し上げます。なお、例年のとおりお土産のご用意はございません。

当日は株主総会の模様をライブ配信いたしますので、こちらのご視聴も是非ご検討ください。

**日 時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。）

**場 所** 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
（サピアタワー6階）  
ステーションコンファレンス東京  
※本年より会場が変更となっております。

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件

**目 次**

第97回定時株主総会招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類.....	8
（添付書類）	
・ 事業報告 .....	20
・ 連結計算書類.....	48
・ 計算書類 .....	52
・ 監査報告 .....	55



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4205/>



株主各位

証券コード 4205

2022年6月7日

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

**日本ゼオン株式会社**

取締役社長 **田中 公章**

## 第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

### **【議決権行使書用紙による議決権の行使】**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

### **【インターネット等による議決権の行使】**

後記「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1 日 時	2022年6月29日(水曜日) 午前10時 ※受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 (サピアタワー6階) ステーションコンファレンス東京 ※本年より会場が変更となっておりますので、ご来場の際にはご注意ください。
3 会議の目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第97期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件</li> <li>第97期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役9名選任の件</li> </ul>
4 議決権行使についてのご案内	<p>(1) 議決権行使書用紙またはインターネット等による議決権行使に際しましては、2022年6月28日(火曜日)午後5時10分までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。</p> <p>(2) 議決権行使書用紙およびインターネット等双方によりまして、重複して議決権を行使された場合、インターネット等による行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネット等で複数回数、議決権を行使された場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。</p>

以上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zeon.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zeon.co.jp>) に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.zeon.co.jp>)

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について

### 【株主の皆様へのお願い】

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等による議決権の事前行使にご協力いただけますようお願い申し上げます。事前の議決権行使方法の詳細につきましては、本招集ご通知4ページから6ページをご参照ください。
- ・株主総会当日の感染流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場についてご判断くださいますようお願い申し上げます。なお、ご来場されない株主の皆様にも株主総会の模様をご覧いただけるよう、株主総会当日はインターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信のご視聴方法につきましては、本招集ご通知7ページおよび同封の「第97回定時株主総会ライブ配信のお知らせ」をご参照ください。
- ・当日ご来場の株主様におかれましては、会場入り口にて検温を行わせていただきます。発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方にはご入場をお断りする場合がございます。また、アルコール消毒液の使用とマスクの常時着用についてご協力をお願いいたします。

### 【当社の対応について】

- ・株主総会当日の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。また、場合により手袋を着用いたします。
- ・受付および会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場の座席数を大幅に少なくして開催いたします。座席数を超える株主様のご来場があった場合、当日のご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会の議事を円滑かつ効率的に進めることにより、短時間でを行う予定でありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.zeon.co.jp>) にてお知らせいたします。

## 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

**場所** 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
（サピアタワー6階）ステーションコンファレンス東京

（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時10分到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時10分まで

<機関投資家の皆様へ>

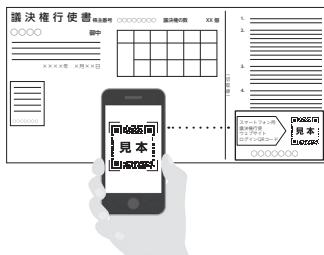
当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

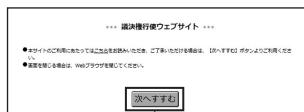
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

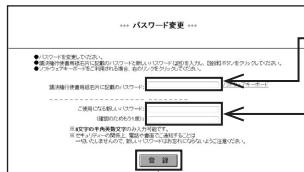
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 1. インターネット等による議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2022年6月28日（火曜日）午後5時10分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等による議決権行使を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

### （ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 ☎ 0120-768-524（年末年始を除く 9：00～21：00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 ☎ 0120-288-324（平日 9：00～17：00）

# 株主総会ライブ配信のご案内

## 第97回定時株主総会の模様をインターネットでライブ配信いたします。

本総会におきましては、当日会場にご来場されない株主様にも株主総会の模様をご覧いただけるよう、映像と音声でライブ配信いたします。是非ご自宅等でご視聴ください。

配信日時

2022年6月29日（水曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信ウェブサイトは、午前9時30分頃開設予定です。

視聴方法



### 1. スマートフォンやタブレット端末で視聴する場合

本定時株主総会招集ご通知に同封しております、「第97回定時株主総会ライブ配信のお知らせ」に掲載のQRコードを、スマートフォンまたはタブレット端末で読み取ることによってアクセスできます。



### 2. パソコンで視聴する場合

以下の「株主総会ライブ配信サイト」（下記URL）へアクセスし、本定時株主総会招集ご通知に同封しております、「第97回定時株主総会ライブ配信のお知らせ」に記載の「ID」と「Password」を入力後、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会ライブ配信サイト

<https://vgm.smart-portal.ne.jp/>

- ・事前に議決権行使をされる場合も、当日のライブ配信はご覧いただくことができます。
- ・ライブ配信の視聴方法等に変更がある場合は、最新の情報を当社ウェブサイト（<https://www.zeon.co.jp>）でお知らせいたします。
- ・当日ご出席いただいた株主さまの容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信では、ご質問などのご発言はお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信をご覧になるための「ID」および「Password」を第三者に共有すること、ライブ配信の模様を録音、録画、公開等することは、お断りいたします。
- ・ご使用のパソコン環境や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- ・ご覧いただく場合の通信料金等は、株主さまのご負担となります。

お問合せ先

ご不明点は、**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問合せください。

 0120-288-324（平日 9:00~17:00）

# 株主総会参考書類

議案および参考事項

## 第1号議案

### 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもとに、2022年3月期の期末配当につきましては、以下のとおり1株あたり15円とさせていただきたいと存じます。この結果、年間配当金は中間配当を含めると1株あたり28円となり、前期実績から6円の増配となります。

#### 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 15円00銭 総額 3,213,378,345円
(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2022年6月30日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令で定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削 除>



第3号議案

## 取締役9名選任の件

現任取締役6名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役9名（男性8名、女性1名）の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当等	属性
1	田中 公章 たなか きみあき	取締役社長	再任
2	まつ 浦 一 慶 まつ うら かず よし	取締役兼執行役員 基盤事業本部長 株式会社トウベ取締役	再任
3	とよ しま てつ や とよ しま てつ や	常務執行役員 研究開発本部長、総合開発センター長	新任
4	そ ね よし ゆき そ ね よし ゆき	常務執行役員 管理本部長	新任
5	わた なべ えりさ わた なべ えりさ	執行役員 コーポレートサステナビリティ推進本部長、コーポレートサステナビリティ統括部門長、CSR推進室長	新任
6	こ にし ゆういちろう こ にし ゆういちろう	執行役員 高機能事業本部長、高機能樹脂事業部長 ゼオンオプトバイオラボ株式会社代表取締役社長	新任
7	きた ばた たか お きた ばた たか お	社外取締役 株式会社神戸製鋼所社外取締役 取締役会議長 学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長	再任 社外 独立
8	な ぐも ただ のぶ な ぐも ただ のぶ	社外取締役 横浜ゴム株式会社相談役	再任 社外 独立
9	いけ の ふみ あき いけ の ふみ あき	社外取締役 スタンフォード大学Biodesign Programディレクター(U.S) Japan Biodesign MedVenture Partners株式会社取締役チーフメディカルオフィサー	再任 社外 独立

再任 再任役員候補者 新任 新任役員候補者 社外 社外役員候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た な か き み あ き  
田 中 公 章 (1953年2月19日生)

所有する当社株式の数…………… 121,300株  
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1979年4月	当社入社	2012年6月	当社取締役 兼専務執行役員
2005年6月	当社取締役	2013年6月	当社取締役社長 (現任)
2007年6月	当社取締役 兼執行役員		
2011年6月	当社取締役 兼常務執行役員		

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

2013年に当社取締役社長に就任し、中期経営計画推進の陣頭に立って経営を指揮するなど、当社グループの企業価値向上に貢献してまいりました。その経営全般にわたる豊富な経験と知識に基づくリーダーシップの発揮を期待し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

ま つ う ら か ず よ し  
松 浦 一 慶 (1967年2月21日生)

所有する当社株式の数…………… 13,200株  
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1993年4月	当社入社
2014年7月	当社ゴム事業部ゴム販売二部長
2017年6月	当社執行役員
2019年6月	当社取締役 兼執行役員 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社トウベ取締役

取締役候補者とした理由

2019年に当社取締役に就任し、現在は基盤事業本部長および株式会社トウベ取締役に務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

とよしま てつや  
豊嶋 哲也 (1963年3月13日生)

所有する当社株式の数…………… 100株  
取締役会出席状況…………… —

新任

[略歴、当社における地位および担当]

1989年4月 当社入社  
2013年1月 当社高機能樹脂・部材事業部長  
2015年6月 当社執行役員  
2020年6月 当社常務執行役員（現任）

[重要な兼職の状況]

—

取締役候補者とした理由

2020年に当社常務執行役員に就任し、現在は研究開発本部長および総合開発センター長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

そね よしゆき  
曾根 芳之 (1965年6月6日生)

所有する当社株式の数…………… 3,500株  
取締役会出席状況…………… —

新任

[略歴、当社における地位および担当]

1988年4月 当社入社  
2017年7月 当社高機能部材事業部長  
2018年6月 当社執行役員  
2020年6月 当社常務執行役員（現任）

[重要な兼職の状況]

—

取締役候補者とした理由

2020年に当社常務執行役員に就任し、現在は管理本部長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

わたなべ  
**渡辺 えりさ** (1965年2月25日生)

所有する当社株式の数…………… 4,300株  
取締役会出席状況…………… —

新任

【略歴、当社における地位および担当】

1987年4月 当社入社  
2013年4月 当社総合生産センター資材購買部長  
2018年6月 当社執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

2018年に当社執行役員に就任し、現在はコーポレートサステナビリティ推進本部長、コーポレートサステナビリティ統括部門長およびC S R推進室長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

こにし ゆういちろう  
**小西 裕一郎** (1965年8月30日生)

所有する当社株式の数…………… 900株  
取締役会出席状況…………… —

新任

【略歴、当社における地位および担当】

1991年4月	当社入社	2015年7月	当社電子材料事業推進部長、電子材料事業推進部台湾駐在員事務所長
2011年7月	ソルベイアドバンストポリマーズ株式会社入社	2020年6月	当社執行役員（現任）
2012年7月	当社入社		
2013年7月	当社電子材料事業推進1部長		

【重要な兼職の状況】

ゼオンオプトバイオラボ株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

2020年に当社執行役員に就任し、現在は高機能事業本部長、高機能樹脂事業部長およびゼオンオプトバイオラボ株式会社代表取締役社長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

きたばた たかお  
**北畑 隆生** (1950年1月10日生)

所有する当社株式の数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

社外

独立

**【略歴、当社における地位および担当】**

1972年 4月	通商産業省入省	2013年 6月	学校法人三田学園理事長
2004年 6月	経済産業省経済産業政策局長		丸紅株式会社社外取締役 (現任)
2006年 7月	経済産業事務次官	2014年 4月	学校法人三田学園学校長
2008年 7月	経済産業省退官	2014年 6月	当社社外取締役 (現任)
2010年 6月	株式会社神戸製鋼所社外取締役 (現任)	2020年 4月	学校法人新潟総合学院開志専門職 大学学長 (現任)
	丸紅株式会社社外監査役		

**【重要な兼職の状況】**

株式会社神戸製鋼所社外取締役 取締役会議長  
学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長  
丸紅株式会社社外取締役  
セーレン株式会社社外取締役

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

経済産業行政に長年携われ、その経歴を通じて培われた経験と産業全般に係る見識を有しておられることから、直接会社経営に関与した経験の有無にかかわらず、その見識等に基づく指導・提言により当社の経営に貢献いただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年間となります。

候補者番号

8

なぐもただのぶ  
南雲 忠信 (1947年2月12日生)

所有する当社株式の数…………… 11,900株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

社外

独立

## 【略歴、当社における地位および担当】

1969年4月	横浜ゴム株式会社入社	2011年6月	同社代表取締役会長兼CEO
1999年6月	同社取締役		当社社外監査役
2002年6月	同社常務取締役	2015年6月	当社社外取締役（現任）
2003年6月	同社専務取締役	2016年3月	横浜ゴム株式会社代表取締役会長
2004年6月	同社代表取締役社長	2019年3月	同社相談役（現任）

## 【重要な兼職の状況】

横浜ゴム株式会社相談役  
ローム株式会社社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

横浜ゴム株式会社の経営に長年携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、引き続き社外取締役候補者としたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年間となりますが、2011年6月から社外監査役として4年間在任しておられました。

候補者番号

9

いけの 池野 文昭 (1967年5月4日生)

所有する当社株式の数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

社外

独立

【略歴】

1992年3月	自治医科大学医学部医学科卒業	2015年4月	スタンフォード大学Biodesign Programディレクター(U.S) Japan Biodesign (現任)
1992年4月	静岡県庁入職 健康福祉部健康福祉課技官		同大学医学部循環器科主任研究員 (現任)
2001年4月	スタンフォード大学医学部循環器科博士研究員		
2004年4月	同大学医学部循環器科Experimental Interventional Laboratory研究員兼 メディカルディレクター	2018年4月	同大学Center for Asian Health Research and Education(CARE) 日本部門ディレクター (現任)
2007年6月	同大学Biodesign Program修了	2019年9月	同大学SPARK Program(SPARK Global)アジア太平洋共同ディレクター (現任)
2013年10月	MedVenture Partners株式会社 共同設立、同社取締役チーフ メディカルオフィサー (現任)	2021年6月	当社社外取締役 (現任)
	非営利団体US-Japan MedTech Frontiers(USJMF)共同設立、同 団体ボードメンバー		

【重要な兼職の状況】

スタンフォード大学Biodesign Programディレクター(U.S) Japan Biodesign  
スタンフォード大学Center for Asian Health Research and Education(CARE)日本部門ディレクター  
スタンフォード大学SPARK Program(SPARK Global)アジア太平洋共同ディレクター  
スタンフォード大学医学部循環器科主任研究員  
MedVenture Partners株式会社取締役チーフメディカルオフィサー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

医師・医学研究者として医療機器の製品開発等に長年携わられた経験・知見、また、医療機器専門のベンチャーキャピタリストとしての経歴を通じて培われた医療産業全般にわたる見識に基づき、特に当社の研究開発・イノベーション・事業開発に関して有益な指導と提言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年間となります。

- (注) 1. 北畑隆生氏、南雲忠信氏および池野文昭氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、北畑隆生氏、南雲忠信氏および池野文昭氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、北畑隆生氏、南雲忠信氏および池野文昭氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しておりますが、各氏の選任が承認された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されるものとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 北畑隆生氏は、2010年6月に株式会社神戸製鋼所の社外取締役に就任し、本年6月22日に退任予定であります。その在任中、同社およびそのグループ会社において公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供する行為が行われていたことが2017年10月に公表され、同社は、当該行為の一部に関し、2019年3月に不正競争防止法違反の罪で有罪判決を受けました。北畑氏は問題の発覚まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から企業としてのあるべき姿について、あるいはコンプライアンス遵守の視点に立った提言を同社の取締役会等で行い、注意喚起しておりました。当該事実の発生後、同社の取締役会において、調査方法の適正性・妥当性に加え、原因究明と安全性検証に向けた様々な意見表明を行ったほか、同社の品質ガバナンス再構築検討委員会の委員として、再発防止策の策定に寄与しました。その後、2018年6月からは同社の取締役会議長に就任し、取締役会にて再発防止策の進捗状況について定期的に報告を受けつつ、再発防止策の実行、同社のガバナンス改革や社員の意識改革など信頼回復に向けた取組みに関して指摘を行うことにより、各種の取組みを適切にモニタリングしております。
6. 各候補者と当社との間には、会社法施行規則第74条第2項第3号に定める特別の利害関係はありません。

(ご参考)

2030年のビジョン「社会の期待と社員の意欲に応える会社」の実現に向けて当社取締役会が備えるべきスキルと各取締役候補者が有し、かつ当社がその発揮を特に期待するスキル（各候補者について最大3つまで）の組み合わせの一覧（いわゆるスキルマトリックス）は以下のとおりです。社外取締役候補者にはその国際経験に基づく一段高い視座からの経営監督とともに、それぞれが有する専門的知見による当社マネジメント層への助言を期待します。社内取締役候補者には経営チームの一員として、各自の管掌に関わるスキルの発揮を期待するものであります。

	グローバル 経営	財務・会計	コンプライ アンス・ リスクマ ネジメント	サステナ ビリティ E S G	新規事業 創出	事業改革	営業・ マーケ ティ ング	研究開発	生産・ S C M
田中 公章	○			○				○	
松浦 一慶	○					○	○		
豊嶋 哲也					○	○		○	
曾根 芳之	○	○			○				
渡辺 えりさ			○	○					○
小西 裕一郎					○		○	○	
北畑 隆生	○		○	○					
南雲 忠信	○					○			○
池野 文昭	○				○			○	

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期の経営環境を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことに加え、半導体不足の深刻化や原料および物流費の高騰、また、依然として緊張状態にある米中関係の影響やロシアのウクライナ侵攻による影響等、当社グループを取り巻く環境としては先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループはこのような環境のもとで、「ZΣ運動」による徹底したコスト削減や、生産革新活動に注力するとともに、エラストマー素材事業におきましては採算性の重視と生産・販売のグローバル展開、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

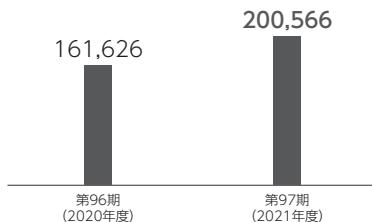
この結果、当期の連結売上高は3,617億30百万円と前期に比べて597億69百万円の増収、連結営業利益は444億32百万円と前期に比べて110億24百万円の増益、連結経常利益は494億68百万円と前期に比べて108億円の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は334億13百万円と前期に比べて56億96百万円の増益となり、いずれも過去最高となりました。

	第96期 (2020年度)	第97期 (2021年度)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売上高	301,961	361,730	59,769増
営業利益	33,408	44,432	11,024増
経常利益	38,668	49,468	10,800増
親会社株主に帰属する当期純利益	27,716	33,413	5,696増

部門別の概況は以下のとおりです。

## エラストマー素材事業部門

売上高 (単位：百万円)



合成ゴム関連では、自動車減産の状況下でも依然として需要は底堅く、国内販売、輸出版売、海外子会社いずれも好調に推移しました。この結果、全体の売上高、営業利益ともに前期を大幅に上回りました。

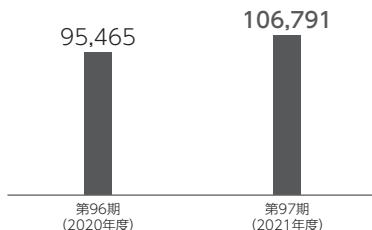
合成ラテックス関連では、総じて需要が堅調だったことから全体の売上高は前期を上回りましたが、医療・衛生用手袋向け市況の沈静化と原料および物流費高騰の影響が重なり、営業利益は前期を下回りました。

化成品関連では、年間を通じて需要は堅調に推移したものの、水島工場およびタイ子会社の定期検査による出荷調整に加え、輸出コンテナの不足、船繰り難の影響等も重なり、販売数量は前期を下回りました。一方で、原料および物流費高騰分の価格転嫁が進んだことにより、全体の売上高、営業利益はともに前期を上回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前期に比べて389億40百万円増加し2,005億66百万円、営業利益は前期に比べて63億40百万円増加し186億23百万円となりました。

## 高機能材料事業部門

売上高 (単位：百万円)



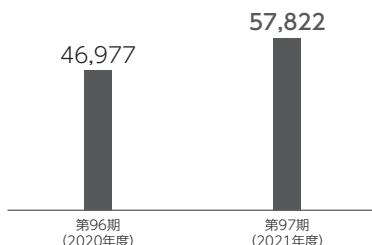
高機能樹脂関連では、半導体不足の影響によりスマートフォンやタブレット向けの出荷が伸び悩みましたが、大型テレビ、医療用途向けの需要は底堅く、光学樹脂、光学フィルムともに販売が堅調に推移しました。この結果、高機能樹脂関連全体の売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

高機能ケミカル関連では、半導体不足による顧客の在庫調整、輸出コンテナ不足等の影響を一部受けましたが、総じて需要は堅調に推移しました。この結果、電池材料、化学品、トナー、電子材料の全てにおいて売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前期に比べて113億26百万円増加し1,067億91百万円、営業利益は前期に比べて43億99百万円増加し263億60百万円となりました。

## その他の事業部門

売上高 (単位：百万円)



その他の事業においては、子会社の商事部門等の売上高が前期を上回りました。

以上の結果、その他の事業部門全体の売上高は前期に比べて108億44百万円増加し578億22百万円、営業利益は前期に比べて1億62百万円増加し23億18百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、229億2百万円でした。その主要なものは高機能樹脂製造設備（岡山県倉敷市）の生産能力増強などでございます。

## (3) 資金調達の状況

当期の資金は、主に自己資金、金融機関からの借入金で賄っております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、「社会の期待と社員の意欲に応える会社」という2030年のビジョンを達成するために以下3点を全社戦略とする2021年度と2022年度の2年間の新中期経営計画を策定し、取り組みを開始しました。

- ・カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーを実現する「ものづくり」への転換を推進する
- ・既存事業を「磨き上げる」、新規事業を「探索する」
- ・個々の強みを発揮できる「舞台」を全員で創る

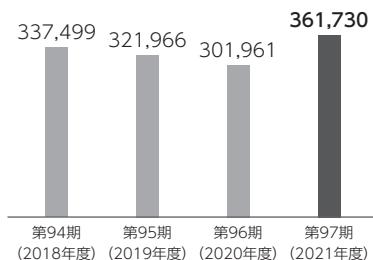
全社戦略の1点目に関しましては、中期経営計画期間中に2050年を見据えたカーボンニュートラルマスタープラン策定を目指しております。

全社戦略の2点目に関しましては、2030年の目標値である既存事業ROIC9.0%および新規事業売上高600億円増を目指して、高機能樹脂と電池材料の強化、資源や設備の利用効率向上による既存SBUの勝ち残り、新規事業探索のための重点分野を定めたリソース集中投入に取り組んでまいります。

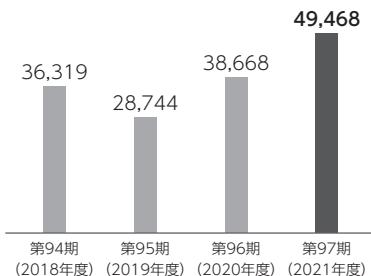
全社戦略の3点目に関しましては、2030年の目標値を従業員エンゲージメント75%、外国人/女性役員比率30%と置き、より多くの人生の選択肢を提供することに取り組んでまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

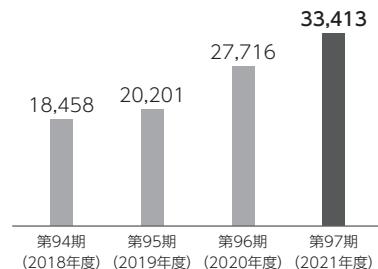
売上高 (単位：百万円)



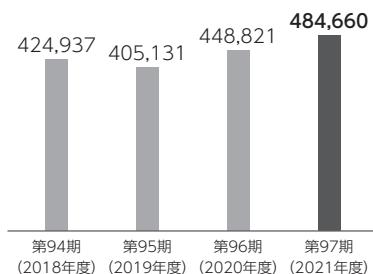
経常利益 (単位：百万円)



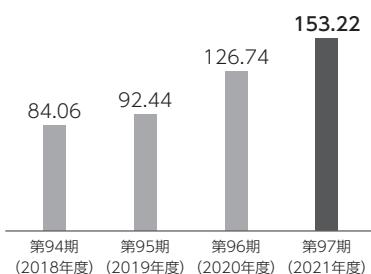
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第94期 (2018年度)	第95期 (2019年度)	第96期 (2020年度)	第97期 (当連結会計年度) (2021年度)
売上高	(百万円)	337,499	321,966	301,961	361,730
経常利益	(百万円)	36,319	28,744	38,668	49,468
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	18,458	20,201	27,716	33,413
総資産	(百万円)	424,937	405,131	448,821	484,660
1株当たり当期純利益	(円)	84.06	92.44	126.74	153.22

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
東京材料株式会社	228	100.0	各種化学商品等の仕入販売
ゼオン化成株式会社	463	100.0	プラスチック製品・包装梱包材料等の加工・販売および資材の販売
株式会社トウペ	490	100.0	塗料、合成ゴム等の製造・販売
ゼオン・ケミカルズ社	36百万米ドル	100.0	持株会社
ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社	220百万米ドル	100.0	合成ゴムの製造・販売

(注) 東京材料株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオン化成株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。また、ゼオン化成株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオンノース株式会社を通じての間接所有分を含んでおりません。

## (7) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

事業部門	主要製品
エラストマー素材事業部門	合成ゴム、合成ラテックス、化成品
高機能材料事業部門	高機能樹脂、高機能ケミカル、医療器材
その他の事業部門	RIM配合液、塗料

## (8) 主要な営業所および工場

### ① 当社

本社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
事務所	大阪事務所（大阪市）、名古屋事務所（名古屋市）
工場	高岡工場（富山県）、川崎工場（川崎市）、徳山工場（山口県）、水島工場（岡山県）、氷見二上工場（富山県）、敦賀工場（福井県）
研究所	総合開発センター（川崎市）、精密光学研究所（富山県）

(注) 株式会社オプテスを2022年1月1日付で吸収合併したことに伴い、同社のプラスチックフィルム製造工場を氷見二上工場（富山県）および敦賀工場（福井県）として当社の工場といたしました。

### ② 重要な子会社

区分	会社名	本店所在地
国内	東京材料株式会社	東京都千代田区
	ゼオン化成株式会社	東京都千代田区
	株式会社トウペ	大阪府堺市
海外	ゼオン・ケミカルズ社	米国
	ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社	シンガポール

## (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,981名	13.7%増

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,220
農林中央金庫	2,860
みずほ信託銀行株式会社	1,300

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、光学フィルム等の液晶ディスプレイ用部材のさらなる品質向上と競争力強化を主たる目的として、当該製品の製造を担う当社の完全子会社である株式会社オプテスを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。本吸収合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併および同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社および株式会社オプテスにおいて合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく、2022年1月1日を効力発生日として実施いたしました。

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、単層カーボンナノチューブに係る事業をより効率的に運営すること、また、差別化された高品質な製品を市場に提供し、当社の競争力を強化することを主たる目的として、当該製品の販売等を担う当社の完全子会社であるゼオンナノテクノロジー株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。本吸収合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併および同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社およびゼオンナノテクノロジー株式会社において合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく、2022年1月1日を効力発生日として実施いたしました。

## 2 会社の株式に関する事項

- |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 800,000,000株                      |
| ② 発行済株式の総数 | 237,075,556株（自己株式22,850,333株を含む。） |
| ③ 株主数      | 13,360名（前期末比 4,651名増）             |
| ④ 大株主      |                                   |

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	27,456	12.82
横浜ゴム株式会社	22,682	10.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	13,862	6.47
株式会社みずほ銀行	9,600	4.48
朝日生命保険相互会社	7,679	3.58
旭化成株式会社	6,116	2.85
全国共済農業協同組合連合会	4,765	2.22
農林中央金庫	4,000	1.87
日本ゼオン取引先持株会	3,753	1.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,700	1.73

(注) 1. 当社は自己株式22,850千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 上記の表には記載しておりませんが、2022年3月31日現在、横浜ゴム株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・横浜ゴム株式会社口）」）が、3,400千株（持株比率1.59%）あります。この株式の議決権は信託約款上、横浜ゴム株式会社が留保しています。

### ⑤ 当期中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類および数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 17,000株	3名

(注) 中長期的なインセンティブの付与および株主価値の共有を目的として、社外取締役を除く取締役に對し当社普通株式を付与いたしました。付与対象者との契約により、当該株式については一定期間譲渡、担保権の設定その他の処分が制限されます。付与対象者が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任する（その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除く。）など、一定の場合においては当社が当該株式を無償で取得することとしております。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年12月28日開催の取締役会において、株主還元の充実および資本効率の向上を図ることを目的として、以下のとおり自己株式を取得すること、また、取得した自己株式を2022年7月8日を以て全て消却することを決議いたしました。

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 10,000,000株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 10,000,000,000円（上限）
- ・取得期間 2022年1月11日～2022年6月23日
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付け

当該決議に基づき2022年3月31日までに取得した当社普通株式は4,542,300株、その取得価額の総額は6,010,685,600円です。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の当期末日における状況

#### ① 目的となる株式の種類および数

普通株式 147,000株（新株予約権1個につき1,000株）

#### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株あたり1円

#### ③ 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、原則として当社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。

#### ④ 当社従業員の保有状況

	名称	個数	目的となる株式の数	行使期間	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	日本ゼオン株式会社2006年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	5個	5,000株	2006年8月16日から 2036年8月15日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2007年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	4個	4,000株	2007年8月16日から 2037年8月15日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2008年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	6個	6,000株	2008年8月12日から 2038年8月11日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2009年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	18個	18,000株	2009年8月13日から 2039年8月12日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2010年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	16個	16,000株	2010年7月15日から 2040年7月14日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2011年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	10個	10,000株	2011年7月14日から 2041年7月13日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2012年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	10個	10,000株	2012年7月13日から 2042年7月12日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2013年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	13個	13,000株	2013年7月12日から 2043年7月11日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2014年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	8個	8,000株	2014年7月14日から 2044年7月13日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2015年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	8個	8,000株	2015年7月13日から 2045年7月12日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2016年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	18個	18,000株	2016年7月14日から 2046年7月13日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2017年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	18個	18,000株	2017年7月14日から 2047年7月13日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2018年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	13個	13,000株	2018年7月13日から 2048年7月12日まで	2名

(注) 1. 社外取締役および監査役による保有はございません。

2. 2019年6月27日開催の第94回定時株主総会の決議により譲渡制限付株式報酬制度を導入し、株式報酬型ストックオプション報酬制度を廃止いたしました。そのため、当事業年度におけるストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行っておりません。

#### (2) 当期中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	田 中 公 章	
取締役 常務執行役員	平 川 宏 之	基盤事業本部長
取締役 執行役員	松 浦 一 慶	管理本部長、人事統括部門長、人事部長 株式会社トウペ取締役
取締役	北 畑 隆 生	株式会社神戸製鋼所社外取締役 取締役会議長 学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長
取締役	南 雲 忠 信	横浜ゴム株式会社相談役
取締役	池 野 文 昭	スタンフォード大学Biodesign Programディレクター(U.S) Japan Biodesign MedVenture Partners株式会社取締役チーフメディカルオフィサー
常勤監査役	古 谷 岳 夫	
常勤監査役	林 佐 知 夫	
監査役	郡 昭 夫	株式会社A D E K A相談役
監査役	西 島 信 竹	
監査役	木 村 博 紀	朝日生命保険相互会社代表取締役社長

※ 2022年4月1日付で、以下の取締役について担当内容の変更を行っております。

地位	氏名	変更後の担当または重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	平 川 宏 之	代表取締役社長付
取締役 執行役員	松 浦 一 慶	基盤事業本部長 株式会社トウペ取締役

- (注) 1. 取締役のうち北畑隆生、南雲忠信および池野文昭の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 2. 監査役のうち郡昭夫、西島信竹および木村博紀の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 3. 取締役のうち北畑隆生、南雲忠信および池野文昭の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役のうち郡昭夫、西島信竹および木村博紀の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況については、上記に加え「(3) 社外役員に関する事項」にも記載のとおりです。  
 6. 2021年6月29日開催の第96回定時株主総会において、池野文昭氏は新たに取締役に選任され、また、林佐知夫氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

7. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりです。
- 取締役 西嶋 徹 (2021年6月29日任期満了)  
 取締役 伊藤 晴夫 (2021年6月29日任期満了)  
 監査役 平川 慎一 (2021年6月29日任期満了)
8. 監査役古谷夫氏は、経理担当取締役として当社の経理・財務業務に長年携わり、また、監査役木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社の財務・不動産専管部門長および主計部担当取締役を歴任し、それぞれ財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は、取締役北畑隆生、南雲忠信および池野文昭の各氏ならびに監査役全員との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。
10. 当社は、保険会社との間に会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役、監査役および執行役員（退任者を含む。）がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されるものとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。
11. (ご参考) その他の執行役員（取締役を兼務しない執行役員）は、以下のとおりです。

地位	氏名	担当
常務執行役員	豊嶋 哲也	研究開発本部長、総合開発センター長
常務執行役員	曾根 芳之	高機能事業本部長、高機能部材事業部長 ゼオンコリア代表理事、泉瑞股份有限公司董事長
執行役員	渡辺 えりさ	コーポレートサステナビリティ推進本部長、 コーポレートサステナビリティ統括部門長、CSR推進室長
執行役員	小瀬 智之	ゼオン化成株式会社常務取締役
執行役員	渡辺 誠	水島工場長
執行役員	川中 孝文	生産本部長、生産部長
執行役員	江口 勉	経営管理統括部門長
執行役員	富永 哲	化成品事業部長
執行役員	大井 喜信	東京材料株式会社常務執行役員
執行役員	小西 裕一郎	高機能樹脂事業部長 ゼオンオプトバイオラボ株式会社代表取締役社長
執行役員	山本 寛	総合生産センター長
執行役員	中島 和雄	法務・コンプライアンス部門長、法務部長
執行役員	中村 昌洋	エナジー材料事業部長
執行役員	高橋 治彦	経営企画統括部門長付
執行役員	赤坂 昌男	ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社社長
執行役員	渡辺 昇	川崎工場長

※ 2022年4月1日付で、以下の者について担当内容の変更を行っております。

地位	氏名	変更後の担当
常務執行役員	曾根 芳之	管理本部長
執行役員	小西 裕一郎	高機能事業本部長、高機能樹脂事業部長 ゼオンオプトバイオラボ株式会社代表取締役社長

## (2) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、「経営陣幹部・取締役の報酬決定に係る方針と手続」として以下の内容を決議しております。当該取締役会決議に際しては、その内容について事前に役員指名・報酬委員会の助言を得ております。

- ・ 持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、社内取締役の役員報酬は次のイからハ、執行役員の役員報酬はイおよびロにて構成する。社外取締役については、定額現金報酬のみで構成する。

イ 現金報酬（定額部分）

ロ 現金報酬（業績連動部分）

主に中期経営計画に対する進捗度等を評価指標とする個人業績反映報酬と、主に単年度における部門ごとの事業への貢献度等を評価指標とする部門成績反映報酬から構成し、各指標は当社グループ全体の長期継続的な成長性、収益性の向上を目的として設定する。

ハ 譲渡制限付株式報酬

中長期的なインセンティブの付与および株主価値の共有を目的として当社普通株式を付与する。付与対象者との契約により、当該株式については一定期間譲渡、担保権の設定その他の処分が制限される。付与対象者が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任する（その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除く。）など、一定の場合においては当社が当該株式を無償で取得する。

- ・ 現金報酬（定額部分）および譲渡制限付株式報酬については、役職に応じて具体的な支給金額または付与株式数を算定する。現金報酬（業績連動部分）については、役職ごとに設定した標準金額に、評価結果に応じた所定の係数を掛けて算定するものとし、上位役職者になるほど報酬総額に対する当該業績連動部分の割合を大きくする方針とする。

- ・取締役会は、上記の方針に基づき報酬基準を定める。代表取締役は、当該報酬基準に従い、独立社外取締役を含む委員で構成される「役員指名・報酬委員会」の助言を得たうえで、取締役および執行役員の個人別報酬を決定し、内規に定めるところに従い毎年一定の時期に支給を行う。

## ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において年額550百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬の額を年額200百万円以内、株式数の上限を年160,000株以内（社外取締役は付与対象外）として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			現金報酬 (定額部分)	現金報酬 (業績連動部分)	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	8 (4)	212 (33)	72 (33)	115 (0)	25 (0)
監査役 (うち社外監査役)	6 (3)	81 (27)	81 (27)	0 (0)	0 (0)
合計 (うち社外役員)	14 (7)	293 (60)	153 (60)	115 (0)	25 (0)

- (注) 1. 上記の表の員数には、2021年6月29日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含めておりません。
2. 当社グループ全体の長期継続的な成長性、収益性を向上させるため、現金報酬（業績連動部分）に係る評価指標として、期初において各人と代表取締役との面談により設定した個人業績課題の達成度、経常利益予算達成度・前年度比改善度などの部門成績等を設定いたしました。役職ごとに設定した標準金額に、評価結果に応じた所定の係数を掛けて各人の具体的金額を算定しております。なお、当期を含む連結経常利益の推移は「1 企業集団の現況に関する事項(5)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を付与しております。当該株式報酬の内容およびその付与状況は「2 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
4. 当社取締役会は、代表取締役社長田中公章に対し、役職ならびに個人業績および部門成績に係る評価結果を踏まえた各取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。これは、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各人の担当部門について評価を行う者として代表取締役が最適であると判断したためであります。その権限の適切な行使が担保されるよう、役員指名・報酬委員会の助言を得たうえで具体的な報酬額が決定されていることなどから、当社取締役会は当期に係る取締役の個人別の報酬等が「経営陣幹部・取締役の報酬決定に係る方針と手

続」に沿うものであると判断しております。

5. 上記のほか、次のとおりの支給があります。

使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額（賞与を含む）

18百万円

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行取締役等との兼任状況

取締役北畑隆生氏は、学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長ですが、同法人との間には重要な取引関係等はありません。

取締役南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社相談役であり、同社は当社合成ゴム製品等の需要家であるとともに、当社株式22,682千株（持株比率10.59%）を保有しておりますが、同社の取締役を退任して3年以上が経過しております。

取締役池野文昭氏は、MedVenture Partners株式会社取締役チーフメディカルオフィサーであり、当社は完全子会社であるゼオンメディカル株式会社を通じて同社の2号ファンド「MPI-2号投資事業有限責任組合」への出資を行っておりますが、出資額は同ファンドのコミットメント（出資約束）総額の1割に満たず、投資委員会への出席権その他の運営に関与する権利もありません。この他同氏にはスタンフォード大学における以下の兼職がありますが、同大学との間に重要な取引関係等はありません。

スタンフォード大学Biodesign Programディレクター(U.S) Japan Biodesign

スタンフォード大学Center for Asian Health Research and Education(CARE)日本部門ディレクター

スタンフォード大学SPARK Program(SPARK Global)アジア太平洋共同ディレクター

スタンフォード大学医学部循環器科主任研究員

監査役郡昭夫氏は、株式会社A D E K A相談役であり、同社との間には原材料の購入等の取引関係があります。また、同氏は日本農薬株式会社取締役でもありますが、同社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社代表取締役社長であり、同社との間には団体定期保険等に係る取引関係があります。加えて、同社は当社株式7,679千株（持株比率3.58%）を保有しております。

#### ② 他の法人等の社外役員との兼任状況

取締役北畑隆生氏は、株式会社神戸製鋼所、丸紅株式会社およびサーレン株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、いずれの兼務先との間にも重要な取引関係等はありません。

取締役南雲忠信氏は、ローム株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、同社との間には重要な取引関係等は

ありません。

監査役木村博紀氏は、横浜ゴム株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、同社との取引関係等については①に記載のとおりです。また、同氏は日本ピストンリング株式会社の監査等委員である社外取締役も兼務しておりますが、同社との間には重要な取引関係等はありません。

### ③ 主な活動状況

当期中に開催された取締役会（全14回）には、取締役北畑隆生氏、南雲忠信氏および監査役郡昭夫氏、西島信竹氏がその全てに、監査役木村博紀氏がその93%（13回）にそれぞれ出席しました。取締役池野文昭氏は、その就任後に開催された取締役会（全10回）の全てに出席しました。当期中に開催された監査役会（全6回）には、監査役郡昭夫、西島信竹および木村博紀の3氏ともその全てに出席しました。各氏とも、その経歴を通じて培われた豊富な経験・見識に基づいた質問等を積極的に行っております。

また、取締役北畑隆生、南雲忠信および池野文昭の3氏には役員指名・報酬委員会の委員を委嘱しましたが、各氏とも当期中に開催された委員会（取締役池野文昭氏は委員就任後に開催された委員会）の全てに出席し、その経歴を通じて培われた豊富な経験・見識に基づいた質問等を積極的に行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	69百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について必要な確認を行い、過去の報酬実績等との比較検討も行った結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の子会社であるゼオン・ケミカルズ・シンガポール社は、当社の会計監査人以外の監査法人であるErnst & Young LLPの監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である会計・税務に関連するアドバイザー業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質等が適正な監査業務の遂行に関し相当でないと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議し、その後も内部統制システム整備状況に応じて数度の改定を行っております（最終改定日：2021年11月1日）。

#### 内部統制システム整備に関する取締役会決議

2021年11月1日

日本ゼオン株式会社取締役会

(前文)

当社取締役会は、現に社内に構築されている内部統制のプロセスを再確認するとともに、不備があれば速やかにこれを補充することにより、更に優れた内部統制システムを確立するための「内部統制システム整備に関する基本方針」を以下のとおり定めている。

なお、この基本方針は現時点における、当社に期待される「内部統制システム整備に関する基本方針」であり、当社取締役会は、法令改正やリスクの変化などの状況の変化に応じて、これに関する不断の見直しを行うものとする。

#### 内部統制システム整備に関する基本方針

##### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催し、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
- ② 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能および役割として期待し、社外役員を招聘する。
- ③ 取締役は、経営に関する重要な事項について、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって組織する常務会に付議する。常務会は出席常勤監査役の意見を参考にし、十分な議論を行い審議・決定する。
- ④ 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範である「C S R基本方針」および具体的な行動指針である「C S R行動指針」を定める。
- ⑤ 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することをC S R行動指針に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。
- ⑥ 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。

⑦ 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会への出席、子会社を含む業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制およびその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せてこれを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態を維持する。

- (1) 株主総会議事録
- (2) 取締役会議事録
- (3) 常務会議事録
- (4) 重要な会議体および委員会の議事録

② ①に定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書の保有に関する規則に基づき適切に保存および管理を行うものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、「危機管理規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。

② 代表取締役を議長とするC S R会議を設置し、C S R会議のもとに次の8つの委員会を常設し、損失の危険の管理にあたる。

### (1) C S R基本政策委員会

当社グループ全体のC S R活動を活性化させるために設置し、C S R活動の基本政策を企画立案し、全社的に推進することを目的とする。

### (2) コンプライアンス委員会

当社グループのコンプライアンスの徹底のために設置し、法令遵守の教育・訓練計画を立案、推進することを目的とする。

### (3) 危機管理委員会

当社グループの事業継続のリスク管理のために設置し、組織的に潜在リスクを予防し、表面化したリスクを收拾する。また万一発生した危機に対して統制の取れた対応を取ることによって損失を最小にとどめることを目的とする。

潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、社外弁護士を窓口とする「コンプライアン

ス・HOTLINE」等の内部通報制度を整備する。

危機管理委員会事務局は、危機管理委員会に報告されたリスク情報を全て監査役に報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて危機管理委員会に対してリスク情報の報告を求めることができる。

(4) 広報委員会

当社グループの理念・姿勢・活動等を社会全体および各ステークホルダーに正しく理解してもらうことによる企業知名度およびイメージの向上を図ること、ならびに当社グループの適時適切な情報開示を行うことを目的とする。

(5) 品質保証委員会

当社グループの品質管理、改善および品質保証教育に関する活動計画立案、ならびにこれらを含めた品質保証に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(6) PL委員会

当社グループのPL予防およびPL教育に関する活動計画立案、ならびにPL防御に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(7) 環境安全委員会

当社グループの年度環境安全方針案等の策定、これらの具体的実施事項の進捗状況確認および改善、全社環境安全活動の重要な施策の提案、法令等の改正への対応に関する基本方針の提案、ならびに事故災害に関連した全社への水平展開を目的とする。

(8) 情報管理委員会

当社グループとして管理すべき情報の入手から廃棄に至るまでの適切な管理に関する当社グループ全体の基本政策立案、その推進と実施状況のチェック、および改善の提案を目的とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって構成される常務会を原則として月2回開催し、これらの審議を経て業務執行の決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、諸規程において、それぞれの責任者およびその権限、執行手続について定める。
- ③ 取締役会は、執行役員を選任し、その責任と権限を明確にすることにより、業務執行のスピードアップを

図る。

5. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「CSR行動指針」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。
  - ② 子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
  - ③ CSR会議のもとに常設される8つの委員会は、当社グループ全体の損失の危険の管理にあたるものとし、子会社各社は各委員会の監督のもと、個別の損失の危険に対応するための諸規程を整備する。また、子会社の役員および従業員は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、遅滞なく危機管理委員会に報告する。
  - ④ 取締役会は、代表取締役の下に監査室を設置する。監査室は、当社グループ共通の内部監査基準に基づき、当社および子会社の業務の適正を確保するために必要な監査を行い、その結果を定期的に、および必要に応じて、代表取締役、取締役会および監査役会に報告する。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
  - ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査役補助者を任命するものとする。
  - ② ①の従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査役は①の従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。また、当該従業員は当社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る当該従業員への指揮命令権は監査役に属する。
7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
  - ① 監査役は、取締役会、常務会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。
  - ② 当社および子会社の役員および従業員は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項があ

る場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社および子会社の役員および従業員に対して報告を求めることができる。

- ③ 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けない旨を、その内容に含めるものとする。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。
- ⑤ 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高める。

以上

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 職務の執行の適正および効率性の確保に係る取組みの状況

取締役会は社外取締役3名を含むすべての取締役で組織し、社外監査役3名を含む監査役の出席のもと、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定とその報告を行うために、原則として毎月1回開催しております。

また、経営の機動性を確保するため、代表取締役、常務以上の役付執行役員等で組織する常務会を原則として月2回開催し、経営の重要事項について十分に論議を行って審議・決定を行っております。2007年度からは執行役員制度を導入し、その責任と権限を明確にすることにより業務執行のスピードアップを図っております。

### ② コンプライアンスに係る取組みの状況

行動規範である「CSR基本方針」および具体的な行動指針である「CSR行動指針」を定め、当社グループの役員・従業員にそれらの内容を含むコンプライアンステキストを配布するなどして、当社グループ全体へのコンプライアンス意識の浸透に努めております。

また、社外弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」等の内部通報制度に係る社内規程を整備・運用しております。

### ③ 損失の危険の管理に係る取組みの状況

「危機管理規程」をはじめとするリスクマネジメントに係る社内規程を整備するとともに、CSR会議の下に8つの委員会（CSR基本政策委員会、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、情報管理委員会、広報委員会、品質保証委員会、PL委員会、環境安全委員会）を常設し、リスクに対応する体制を構築しております。

### ④ 企業集団における業務の適正の確保に係る取組みの状況

当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を整備し、グループ企業の経営の管理を行うとともに必要に応じてモニタリングを行っております。また、グループ各社に対して内部監査を実施するとともに、グループ企業として整備すべき社内規程をリスト化し、各社における規程整備の支援を行っております。

### ⑤ 監査役監査の実効性の確保に係る取組みの状況

監査役は取締役会、常務会その他の重要な会議に出席するなどして、当社の業務執行に関する報告を受けております。また、内部監査部門が行う業務監査に立会うなど、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、法務部をはじめとする当社内の内部統制部門とも情報交換の場を設け、監査の実効性確保に努めております。

監査役は人事担当取締役との間で協定書を取り交わし、社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）を適正に確保しております。

## 7 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものものないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせによるソリューション」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「まずやってみよう」「つながろう」「磨き上げよう」という当社の重要な価値観（大切にすること）を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、ならびにユーザー密着型の製品開発および市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献する」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、独創的な技術・製品・サービスの提供を通じ、「持続可能な地球」と「安心で快適な人々の暮らし」に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるG P B法およびG P I法その他の独自技術により、原油精製物であるC<sub>4</sub>留分およびC<sub>5</sub>留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、「持続可能な地球」と「安心で快適な人々の暮らし」の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせによるソリューション」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社は、重点開発領域へのリソース積極投入による新事業の創出および新製品の開発、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、社内技術資産の共有（知と知の融合）およびオープンイノベーション（自前主義からの脱却）の推進などによる研究開発のスピードアップといった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「まずやってみよう」「つながろう」「磨き上げよう」という当社の重要な価値観（大切にすること）を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠です。当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めるとともに、企業風土育成のための諸活動を進めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先・共同研究先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、C S R（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがC S Rを自覚し、行動する」の3項目からなる『C S R基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『C S R行動指針』を定めるとともに、『C S R会議』を最高機関とするC S R推進体制を運用し、コン

プライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、また、下記（3）の本対応方針とともに、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### **(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、2008年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入し、その後、2011年6月29日開催の当社第86回定時株主総会、2014年6月27日開催の当社第89回定時株主総会、また、2017年6月29日開催の当社第92回定時株主総会にてその継続を決議いたしました。有効期間満了にあたり、2020年6月26日開催の当社第95回定時株主総会において、あらためて継続する決議をいたしました（以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。）。

当社は本対応方針を、2020年5月20日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

<https://www.zeon.co.jp/news/assets/pdf/200324459.pdf>

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、または場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

### ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日（2021年6月11日に再改訂版公表）に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

### ② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

### ③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を2020年6月26日開催の第95回定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様のご承認を得ておりますので、その継続についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

### ④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

## ⑤ 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

## ⑥ デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

---

## 備考

事業報告は次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額はそれぞれ単位未満四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は千株未満切捨てにより表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第97期 2022年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>274,947</b>
現金及び預金	47,271
受取手形及び売掛金	78,806
電子記録債権	3,692
商品及び製品	66,076
仕掛品	6,652
原材料及び貯蔵品	20,348
未収入金	41,156
その他	11,044
貸倒引当金	△99
<b>固定資産</b>	<b>209,713</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>118,299</b>
建物及び構築物	46,706
機械装置及び運搬具	38,995
土地	18,151
建設仮勘定	10,153
その他	4,293
<b>無形固定資産</b>	<b>3,249</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>88,166</b>
投資有価証券	80,729
退職給付に係る資産	18
繰延税金資産	616
その他	7,021
貸倒引当金	△219
<b>資産合計</b>	<b>484,660</b>

科目	第97期 2022年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>138,653</b>
支払手形及び買掛金	79,833
電子記録債務	3,161
短期借入金	8,960
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	7,042
賞与引当金	2,823
修繕引当金	3,275
その他の引当金	100
その他	23,458
<b>固定負債</b>	<b>24,172</b>
繰延税金負債	3,243
退職給付に係る負債	13,602
修繕引当金	2,021
その他の引当金	69
その他	5,237
<b>負債合計</b>	<b>162,824</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>293,053</b>
資本金	24,211
資本剰余金	19,162
利益剰余金	272,679
自己株式	△23,000
その他の包括利益累計額	25,570
その他有価証券評価差額金	21,186
繰延ヘッジ損益	2
為替換算調整勘定	4,767
退職給付に係る調整累計額	△384
新株予約権	126
非支配株主持分	3,086
<b>純資産合計</b>	<b>321,836</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>484,660</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第97期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	361,730
売上原価	241,371
売上総利益	120,358
販売費及び一般管理費	75,927
営業利益	44,432
営業外収益	5,670
受取利息	295
受取配当金	2,570
為替差益	1,664
持分法による投資利益	99
雑収入	1,041
営業外費用	634
支払利息	130
休止固定資産減価償却費	154
雑損失	350
経常利益	49,468
特別利益	7
固定資産売却益	7
特別損失	3,250
固定資産処分損	703
減損損失	2,069
その他	478
税金等調整前当期純利益	46,226
法人税、住民税及び事業税	12,489
法人税等調整額	31
当期純利益	33,706
非支配株主に帰属する当期純利益	293
親会社株主に帰属する当期純利益	33,413

## 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,211	19,150	244,301	△17,017	270,644
会計方針の変更による 累積的影響額			△343		△343
会計方針の変更を反映し た当期首残高	24,211	19,150	243,957	△17,017	270,301
当期変動額					
剰余金の配当			△5,250		△5,250
親会社株主に帰属する当期純利益			33,413		33,413
自己株式の取得				△6,011	△6,011
自己株式の処分		12		29	41
合併による増加			103		103
連結範囲の変動			457		457
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	12	28,722	△5,982	22,752
当期末残高	24,211	19,162	272,679	△23,000	293,053

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	25,919	1	1,001	△2,297	24,625
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映し た当期首残高	25,919	1	1,001	△2,297	24,625
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
合併による増加					
連結範囲の変動					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,734	0	3,765	1,913	945
当期変動額合計	△4,734	0	3,765	1,913	945
当期末残高	21,186	2	4,767	△384	25,570

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	141	2,836	298,246
会計方針の変更による 累積的影響額			△343
会計方針の変更を反映し た当期首残高	141	2,836	297,903
当期変動額			
剰余金の配当			△5,250
親会社株主に帰属する当期純利益			33,413
自己株式の取得			△6,011
自己株式の処分			41
合併による増加			103
連結範囲の変動			457
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△15	250	1,181
当期変動額合計	△15	250	23,933
当期末残高	126	3,086	321,836

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第97期 2022年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>200,300</b>
現金及び預金	27,074
電子記録債権	162
売掛金	58,678
商品及び製品	42,387
仕掛品	5,184
原材料及び貯蔵品	14,493
前払費用	1,785
未収入金	38,955
短期貸付金	8,790
デリバティブ資産	196
その他	2,594
<b>固定資産</b>	<b>202,383</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>99,307</b>
建物	33,988
構築物	9,010
機械装置	32,621
車両運搬具	37
工具、器具及び備品	2,087
土地	11,971
リース資産	385
建設仮勘定	9,209
<b>無形固定資産</b>	<b>2,980</b>
ソフトウェア	2,944
その他	36
<b>投資その他の資産</b>	<b>100,096</b>
投資有価証券	67,094
関係会社株式	24,448
関係会社出資金	1,885
長期貸付金	14,445
長期前払費用	539
その他	986
貸倒引当金	△9,301
<b>資産合計</b>	<b>402,682</b>

科目	第97期 2022年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>149,663</b>
買掛金	72,563
短期借入金	8,960
1年以内償還予定の社債	10,000
リース債務	110
未払金	12,053
未払費用	4,370
未払法人税等	5,646
前受金	512
預り金	29,958
賞与引当金	1,553
修繕引当金	3,275
環境対策引当金	89
資産除去債務	177
その他	397
<b>固定負債</b>	<b>12,895</b>
リース債務	307
長期未払金	5
繰延税金負債	681
修繕引当金	2,021
退職給付引当金	9,597
資産除去債務	284
<b>負債合計</b>	<b>162,558</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>219,992</b>
資本金	24,211
資本剰余金	18,361
資本準備金	18,336
その他資本剰余金	25
<b>利益剰余金</b>	<b>200,419</b>
利益準備金	3,027
その他利益剰余金	197,392
圧縮記帳積立金	481
別途積立金	9,081
繰越利益剰余金	187,830
<b>自己株式</b>	<b>△23,000</b>
評価・換算差額等	20,007
その他有価証券評価差額金	20,007
<b>新株予約権</b>	<b>126</b>
<b>純資産合計</b>	<b>240,125</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>402,682</b>

# 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第97期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	255,112
売上原価	164,125
売上総利益	90,988
販売費及び一般管理費	54,972
営業利益	36,015
営業外収益	6,037
受取利息・配当金	4,180
その他	1,857
営業外費用	1,455
貸倒引当金繰入額	900
支払利息	141
その他	414
経常利益	40,597
特別利益	109
抱合せ株式消滅差益	103
固定資産売却益	6
特別損失	2,640
固定資産処分損	662
減損損失	1,534
投資有価証券売却損	224
関係会社株式評価損	210
その他	10
税引前当期純利益	38,066
法人税、住民税及び事業税	9,921
法人税等調整額	73
当期純利益	28,072

# 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本											自己株式	株主資本合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金										
		資本準備金	その他剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計						
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高	24,211	18,336	12	18,348	3,027	498	9,081	166,270	178,876	△17,017	204,418				
会計方針の変更による累積的影響額								△1,278	△1,278		△1,278				
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,211	18,336	12	18,348	3,027	498	9,081	164,992	177,597	△17,017	203,140				
当期変動額															
圧縮記帳積立金の取崩						△17		17	-		-				
剰余金の配当								△5,250	△5,250		△5,250				
当期純利益								28,072	28,072		28,072				
自己株式の取得										△6,011	△6,011				
自己株式の処分			12	12						29	41				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)															
当期変動額合計	-	-	12	12	-	△17	-	22,838	22,822	△5,982	16,852				
当期末残高	24,211	18,336	25	18,361	3,027	481	9,081	187,830	200,419	△23,000	219,992				
	評価・換算差額等				新株予約権				純資産合計						
	その他有価証券評価差額金			評価・換算差額等合計											
当期首残高	24,553			24,553				141				229,111			
会計方針の変更による累積的影響額												△1,278			
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,553			24,553				141				227,833			
当期変動額															
圧縮記帳積立金の取崩												-			
剰余金の配当												△5,250			
当期純利益												28,072			
自己株式の取得												△6,011			
自己株式の処分												41			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,545			△4,545				△15				△4,560			
当期変動額合計	△4,545			△4,545				△15				12,292			
当期末残高	20,007			20,007				126				240,125			

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日本ゼオン株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米村仁志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤田建二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日本ゼオン株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米村仁志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤田建二

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、オンライン形式も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、当初計画に基づき監査を実施し事業の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図りました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制、即ち会社計算規則に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システム整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

日本ゼオン株式会社 監査役会

常勤監査役 古谷 岳夫 ㊟

常勤監査役 林 佐知夫 ㊟

社外監査役 郡 昭夫 ㊟

社外監査役 西島 信竹 ㊟

社外監査役 木村 博紀 ㊟

以 上





# 会場ご案内

## 住所

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー 6階

ステーションコンファレンス東京 電話 03-6888-8080 (代表)

## 交通

- J R ① 東京駅八重洲北口改札徒歩2分 新幹線専用改札（日本橋口）直結  
東京メトロ ② 東西線大手町駅B7出口直結



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

## NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。